

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

資源向上活動（施設の長寿命化のための活動） 活動指針

☆活動指針

この指針は、老朽化が進む農地周りの農業用用排水路等の施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針を定めたものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき資源向上活動（長寿命化）に取り組んでいただきますようお願いします。

平成29年5月
滋賀県

別紙 3

目 次

| 対象施設 | ページ |
|-------|-----|
| 用水路整備 | 3～4 |
| 農道整備 | 5 |
| ため池整備 | 6 |

| 対象施設 | 対象活動 | | 活動内容 |
|------|------------|---------------------|---|
| 水路整備 | 水路 (本体) | 補修 | 破損部分の補修 ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 |
| | | | 老朽化部分の補修 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 |
| | | U字フリューム等既設水路の再布設 | 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。 |
| | | 側壁の嵩上げ | 水路の不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。 |
| | 更新 | 更新（一路線全体） | 老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。 |
| | | 素掘り水路からコンクリート水路への更新 | 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。 |

| 対象施設 | 対象活動 | | 活動内容 |
|---|------------|---|---|
| 水路 整備 | 水路 (付帯) | 補修 | 集水枠、分水枠の補修 集水枠、分水枠の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 |
| | | | ゲート、ポンプの補修 ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 |
| | | 安全施設の補修 | 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 |
| | 更新 | ゲート、ポンプの更新 | 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプについて、更新等の対策を行うこと。 |
| | | 安全施設の更新 | 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。 |
| 生物多様性保全水路整備（排水路） 「豊かな生きものを育む水田づくり」 を推進する施設の設置 | | 上記の水路整備のうち排水路の補修更新にかかるいずれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保（生息・生育環境の確保）、水田と排水路と河川を魚道でつなげる（移動経路の確保）など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」の推進する施設を一体的に行うこと。 | |

| 対象施設 | 対象活動 | | 活動内容 |
|----------|------------|------------|--|
| 農道 整備 | 農道 (本体) | 補修 | 農道路肩、農道法面の補修 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 |
| | | 舗装の打替え（一部） | 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。 |
| | 農道 (付帯) | 更新 | 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト） 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。 |
| | | 補修 | 農道側溝の補修 ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 |
| | | 更新 | 側溝蓋の設置 農道において、側溝に蓋がないために車両通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。 |
| | | | 土側溝をコンクリート側溝に更新 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。 |

| 対象施設 | 対象活動 | | 活動内容 |
|-------|-------------|------------|--|
| ため池整備 | ため池 (本体) | 補修 | 洗掘箇所の補修 ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。 |
| | | | 漏水箇所の補修 ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。 |
| | ため池 (付帯) | 補修 | 取水施設の補修 ため池の堅樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 |
| | | | 洪水吐の補修 ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 |
| | | | 安全施設の補修 転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 |
| | 更新 | ゲート、バルブの更新 | 老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。 |
| | | 安全施設の設置 | ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。 |